

沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会 設置要綱（案）

（名称）

第1条 本委員会の名称は、沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会（以下、「委員会」という。）とする。

（設置目的）

第2条 委員会は、鉄軌道を含む新たな公共交通システム（以下、「鉄軌道」という。）の計画案策定に向けた取組が、県民との合意形成を図りつつ透明性、客観性、合理性、公正性をもって適切に実施されるよう、計画策定プロセスや体制等について検討・助言を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について検討を行うものとする。

- 1) 計画検討プロセス
- 2) 検討体制
- 3) 県民等への情報提供方法
- 4) 県民等からの意見を把握する方法
- 5) その他、前条の目的のため、委員会が必要と認める事項

（委員会）

第4条 委員会は、別表に掲げる学識経験者・専門家からなる委員で構成する。

- 2 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選により選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員会には副委員長を置くこととし、委員長が指名する。
- 5 委員長に事故ある時は、副委員長がこれを代行するものとする。
- 6 委員会は、委員の総数の過半数（テレビ電話の参加含む）をもって成立するものとする。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(第三者性)

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、特定の立場や利害を代表してはならない。

(情報公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報や企業等機密事項等、公開に適さない情報を取り扱う場合は、委員長の判断に基づき、委員会および記録を非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人を識別させる情報や個人の権利利益を害する恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、沖縄県企画部交通政策課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。

付則

この規約は、平成26年10月14日から施行する。

別表

沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス方検討委員会
委員名簿

氏名	所属	専門
玉城 辰彦	沖縄弁護士会	司法
前津 榮健	沖縄国際大学 法学部 教授	行政法
松浦 正浩	東京大学公共政策大学院 特任准教授	合意形成論・交渉学
廻 洋子	淑徳大学 経営学部長	観光経営学
屋井 鉄雄	東京工業大学大学院 総合理工学研究科 教授	国土・交通計画・合意形成